

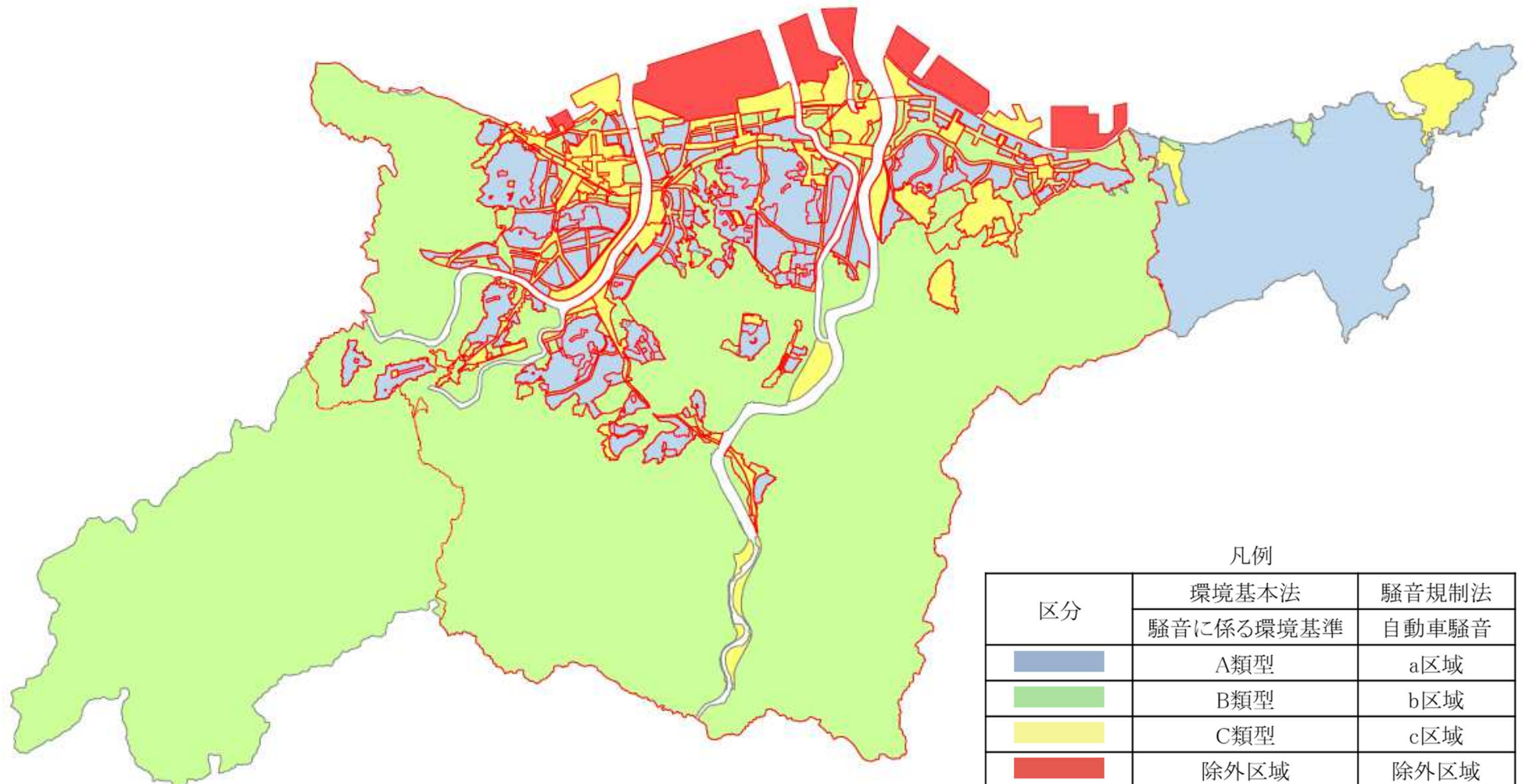
騒音・振動

資 7 - 1 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図

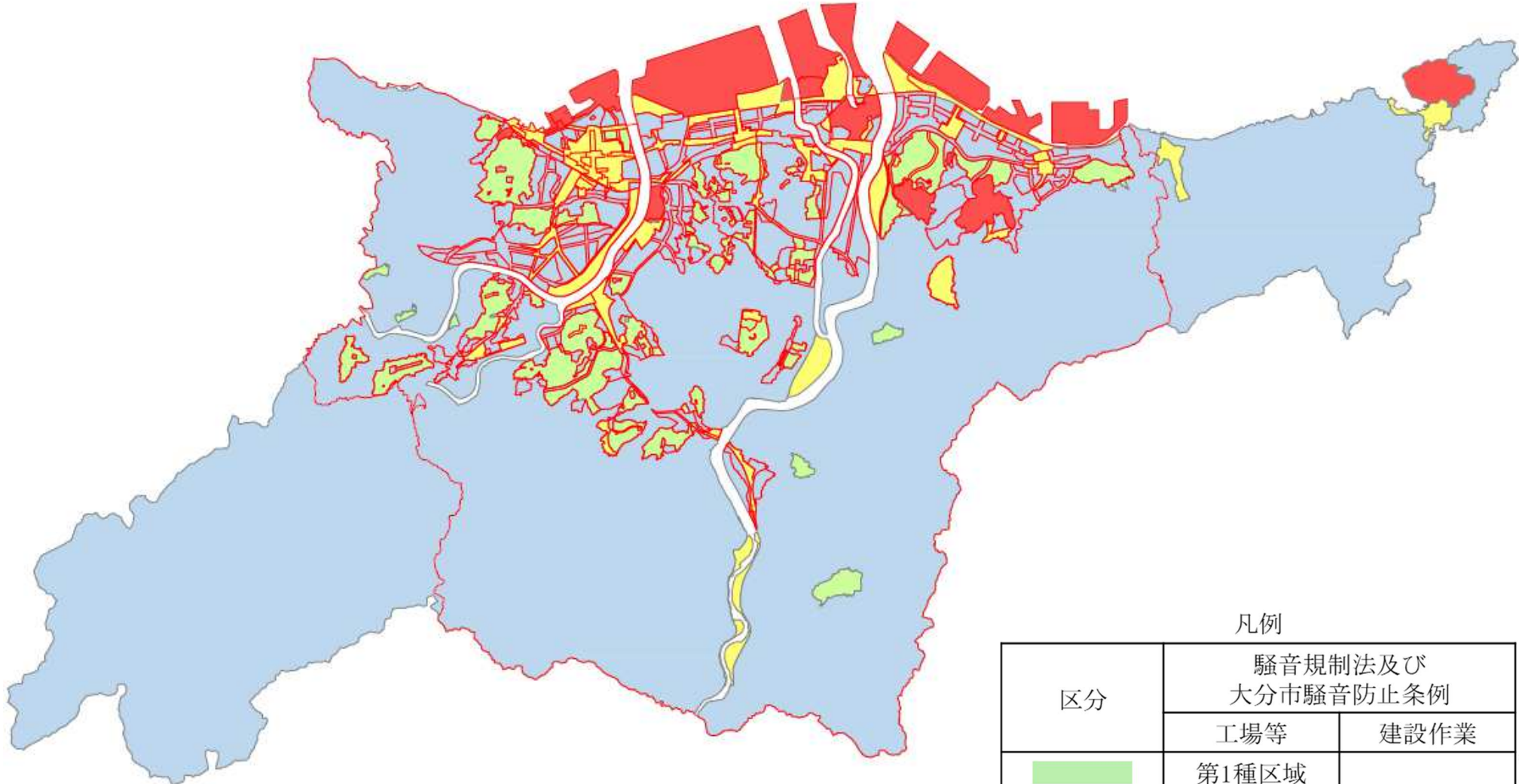
<環境基準の類型>

《騒音に係る環境基準（環境基本法）》

《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》



資 7－2 騒音に係る規制基準の指定地域図



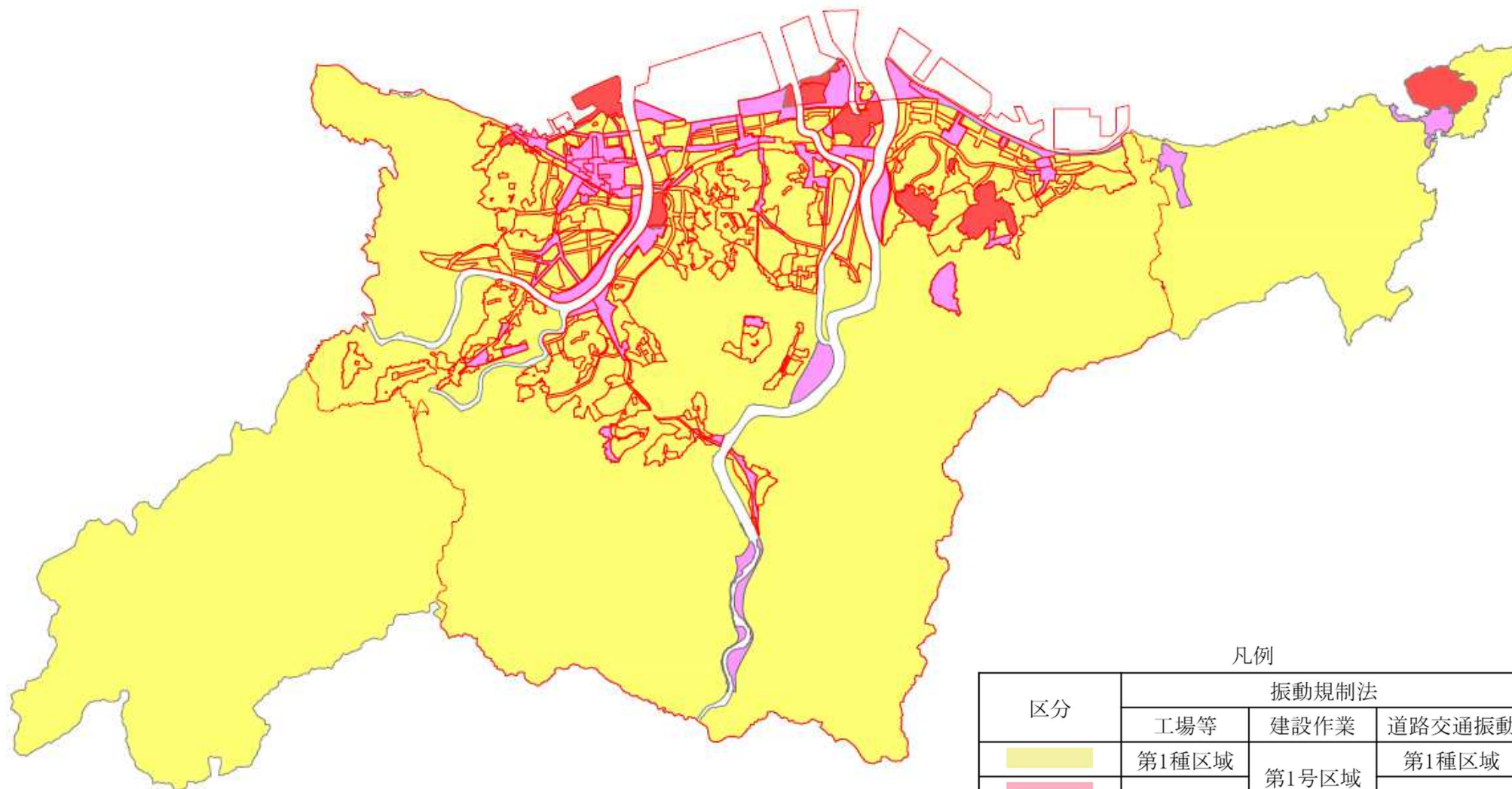
凡例

区分	騒音規制法及び 大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
第1種区域	第1種区域	第1号区域
第2種区域	第2種区域	
第3種区域	第3種区域	
第4種区域	第4種区域	第2号区域

資 7－3 振動に係る規制基準の指定地域図

《特定工場等及び特定建設作業の規制（振動規制法）》

《道路交通振動の測定に基づく要請等（振動規制法）》



凡例

区分	振動規制法		
	工場等	建設作業	道路交通振動
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域	第2号区域	第2種区域

資 7-4 騒音に係る環境基準について（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- (注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- (注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- (注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- (注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-5 騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注1) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- (注2) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-6 騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下 午前6時から午後10時まで	65デシベル以下 午後10時から翌日の午前6時まで
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

資 7－7 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

- (注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資 7－8 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域
 第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

資 7 - 9 特定建設作業に関する規制基準

規 制 内 容	区域の区分	騒 音 規 制 法 大分市騒音防止条例	振 動 規 制 法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1 号	8 5 デシベル以下	7 5 デシベル以下
	2 号		
作業時間	1 号	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
	2 号	午後 1 0 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
作業時間	1 号	1 日あたり 1 0 時間を超えないこと	
	2 号	1 日あたり 1 4 時間を超えないこと	
作業の期間	1 号	連続して 6 日を超えないこと	
	2 号		
作 業 日	1 号	日曜日その他の休日でないこと	
	2 号		

(注) 第 1 号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域

第 2 号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第 4 種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの）

資 7 - 1 0 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 1 0 時まで	夜間 午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル	1 a 区域 専ら住居の用に供される区域 2 b 区域 主として住居の用に供される区域 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル	
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル	
1 幹線交通を担う道路 道路法第 3 条 に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項 に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号 に規定する自動車専用道路をいう。 2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 1 5 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 2 0 メートルまでの範囲をいう。			

資 7 - 1 1 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資 7 - 1 2 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 区域	昼 間	夜 間
第 1 種区域	午前 7 時から午後 7 時まで 7 0 デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで 5 5 デシベル以下
第 2 種区域		
第 3 種区域		
第 4 種区域	午前 6 時から午後 9 時まで 7 5 デシベル以下	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで 6 0 デシベル以下

資 7 - 1 3 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区 域	音 量
第 1 種区域	4 0 デシベル
第 2 種区域	4 5 デシベル
第 3 種区域	5 0 デシベル
第 4 種区域	5 5 デシベル

(注 1) 飲食店営業等を営む者は、午後 1 1 時から翌日の午前 6 時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

(注 2) 対象となる営業

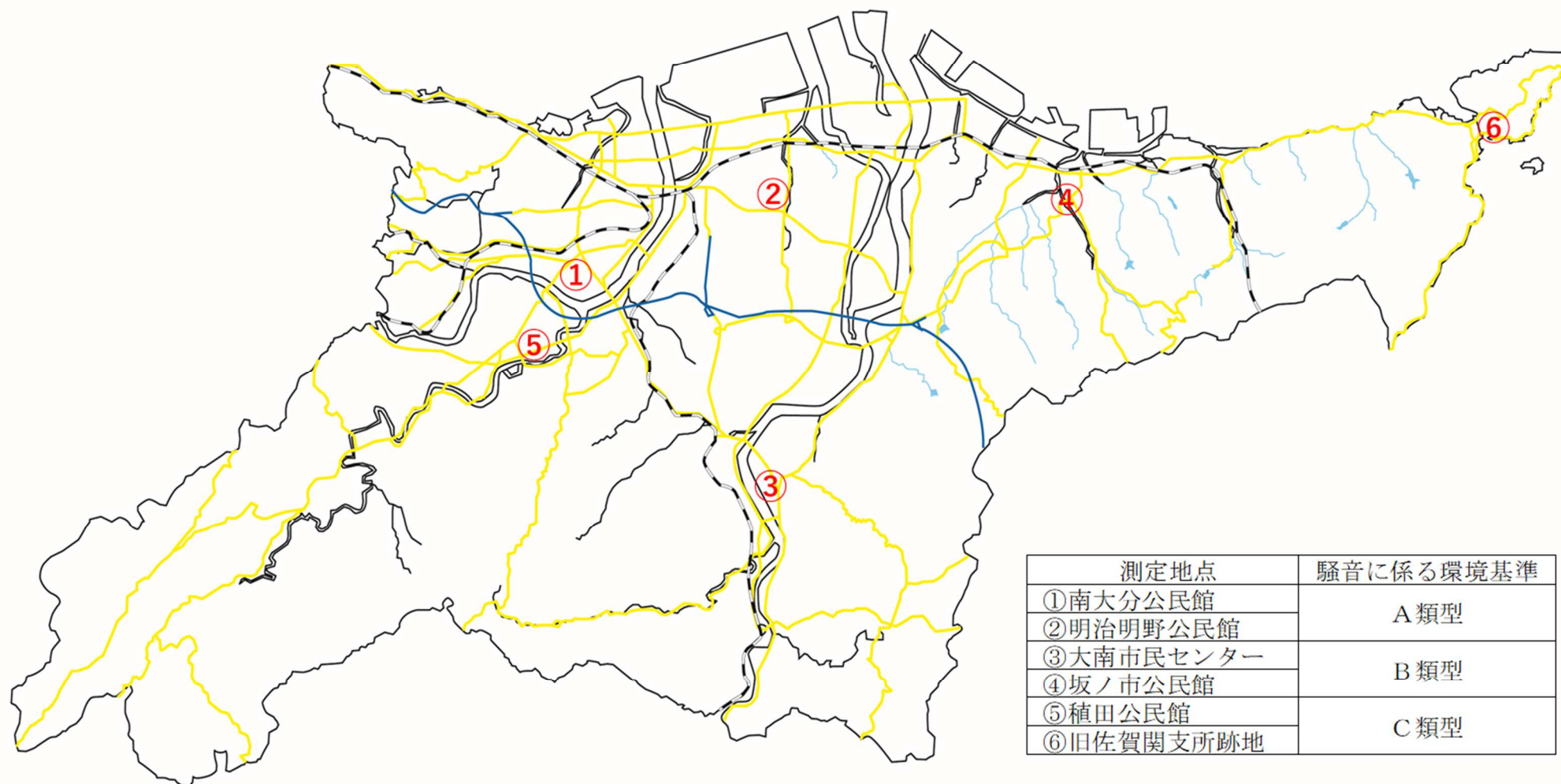
- 1 食品衛生法施行令第 3 4 条の 2 第 2 号に規定する飲食店営業
- 2 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用して営む営業(前号の規定に該当するものを除く。)

資 7－1 4 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区 域	音量
第1種区域	55デシベル
第2種区域	65デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル

資 7 - 1 5 環境騒音調査地点図（一般地域）



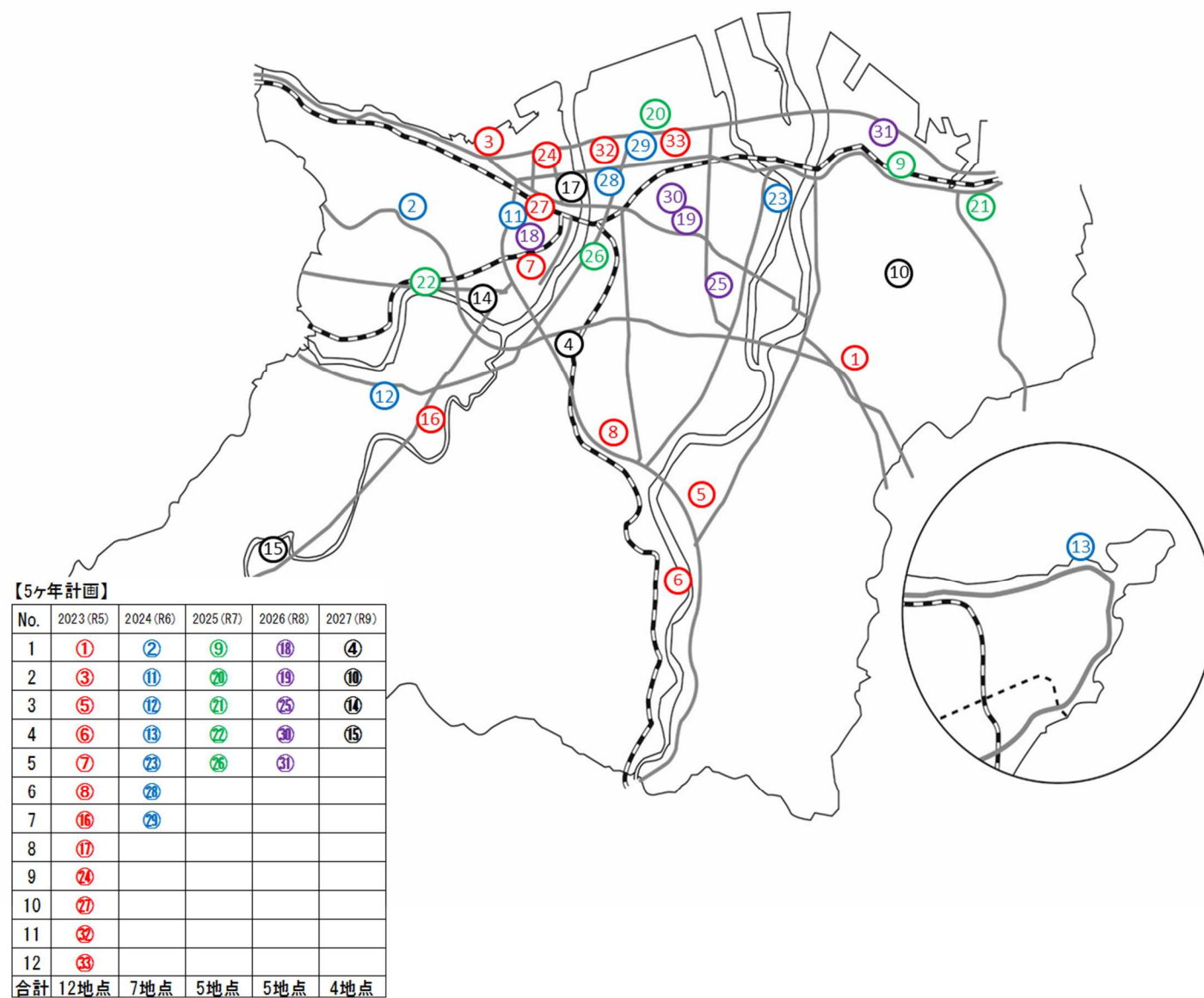
資 7－1 6 環境騒音調査結果（一般地域）

NO.	調査地点	類型	用途地域	昼間	夜間	基準値	
						昼	夜
1	南大分公民館	A	第1種中高層住居専用地域	47	40	55	45
2	明治明野公民館	A	第1種中高層住居専用地域	46	38		
3	大南市民センター	B	第1種住居地域	48	41		
4	坂ノ市公民館	B	第1種住居地域	51	41		
5	植田公民館	C	商業地域	49	43	60	50
6	旧佐賀関支所跡地	C	—	47	41		

資 7－1 7 環境基準達成状況（一般地域）

測定地点			達成地点		時間区分毎の達成地点			
					昼間		夜間	
類型	用途地域	地点数	地点数	達成率（％）	地点数	達成率（％）	地点数	達成率（％）
A	第1種中高層住居専用地域	2	2	100	2	100	2	100
B	第1種住居地域	2	2	100	2	100	2	100
C	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	指定なし	1	1	100	1	100	1	100
合 計		6	6	100	6	100	6	100

資 7－1 8 自動車騒音・道路交通振動調査地点図



資 7－1 9 自動車騒音・道路交通振動調査 評価地点一覧 (5ヶ年計画)

No.	道路名	測定地点	車線数	測定年月日	騒音環境基準 類型	要請限度 区域 (騒音)	騒音測定結果 (Leq)		要請限度 区域 (振動)	振動測定結果 (L10)	
							昼	夜		昼	夜
1	東九州自動車道	丹川	2	R06.01.16 ～ R06.01.17	B	b	52	46	1	－	－
2	東九州自動車道	金谷迫	4	R02.02.04 ～ R02.02.05	B	b	55	48	1	－	－
3	一般国道 10号	浜の市	6	R05.10.24 ～ R05.10.25	C	c	70	65	2	46	36
4	一般国道 10号	宮崎	4	R05.01.25 ～ R05.01.26	C	c	67	61	2	44	38
5	一般国道 10号	中戸次	4	R05.12.07 ～ R05.12.08	C	c	△ 72	△ 66	2	41	37
6	一般国道 10号	中戸次	4	R05.12.07 ～ R05.12.08	C	c	△ 71	△ 66	2	40	37
7	一般国道 10号	古国府	2	R05.11.29 ～ R05.11.30	C	c	△ 71	64	1	43	34
8	一般国道 10号	中判田	2	R05.11.15 ～ R05.11.16	B	b	68	△ 66	1	38	35
9	一般国道 197号	城原	2	R02.11.12 ～ R02.11.13	B	b	66	61	1	30	30
10	一般国道 197号	佐野	4	R04.11.09 ～ R04.11.10	B	b	54	48	1	35	27
11	一般国道 210号	大道	5	R02.01.15 ～ R02.01.16	C	c	67	64	2	42	40
12	一般国道 210号	横瀬	2	R02.01.20 ～ R02.01.21	B	b	70	64	1	45	38
13	一般国道 217号	佐賀関	2	R02.01.09 ～ R02.01.10	C	c	65	57	2	27	23
14	一般国道 442号	奥田	3	R04.12.19 ～ R04.12.20	C	c	67	61	2	43	40
15	一般国道 442号	野津原	2	R04.12.06 ～ R04.12.07	-	b	67	58	－	40	31
16	一般国道 442号	木上	2	R05.11.29 ～ R05.11.30	B	b	60	51	1	40	26
17	大分臼杵線	錦町	4	R06.01.25 ～ R06.01.26	C	c	△ 72	△ 67	2	45	41
18	大分臼杵線	東大道	4	R03.11.09 ～ R03.11.10	B	b	58	52	1	33	28
19	大分臼杵線	明野北	3	R03.11.16 ～ R03.11.17	C	c	67	65	2	22	20
20	大在分港線	向原西	6	R02.11.12 ～ R02.11.13	C	c	69	65	2	46	41
21	坂ノ市中戸次線	坂ノ市	2	R02.12.08 ～ R02.12.09	B	b	61	49	1	35	30
22	大分挾間線	賀来	4	R02.12.21 ～ R02.12.22	B	b	64	58	1	33	32
23	鶴崎大南線	森	2	R01.12.18 ～ R01.12.19	B	b	68	62	2	38	33
24	大分港線	中島西	4	R06.01.16 ～ R06.01.17	C	c	61	56	2	36	31
25	松岡日岡線	明野東	2	R03.11.16 ～ R03.11.17	B	b	67	59	1	37	32
26	下郡宮崎大通り線	片島	4	R02.12.21 ～ R02.12.22	C	c	70	65	2	43	40
27	金池上野丘線	金池南	4	R06.01.25 ～ R06.01.26	C	c	63	55	2	43	35
28	東津留1号線	古ヶ鶴	4	R02.03.11 ～ R02.03.12	B	b	60	55	1	33	28
29	萩原明野線	萩原	4	R01.12.18 ～ R01.12.19	B	b	64	56	1	40	34
30	萩原東明野線	明野北	4	R03.12.09 ～ R03.12.10	A	a	63	54	1	26	23
31	大在駅通り線	政所	4	R03.12.02 ～ R03.12.03	C	c	58	50	2	35	33
32	今津留大津町線	津留	4	R05.11.08 ～ R05.11.09	C	c	63	56	2	39	35
33	高城駅通り線	高城	4	R05.11.08 ～ R05.11.09	C	c	58	52	2	34	28

資 7 - 2 0 環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）

区 分	評価戸数	達成状況		時間区分毎の達成状況			
		戸 数	%	昼	%	夜	%
				戸 数		戸 数	
全体	33,794	32,337	95.7	32,686	96.9	32,524	96.2
近接空間	13,686	12,766	93.3	12,930	94.5	12,882	94.1
非近接空間	20,108	19,571	97.3	19,756	98.2	19,642	97.7

（注）近接空間 幹線交通を担う道路に近接する空間
（幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲）
（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m
非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の範囲

資 7 - 2 1 各種届出状況（特定施設）

1. 騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等実数	特定施設 総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	2	5					2	1	163	704
2. 空気圧縮機等	15	92	3	-7	13	46	423		5,884	
3. 土石用破碎機等	2	11	1	-5	3	6	53		342	
4. 織 機							6		834	
5. 建設用資材製造機械							41		61	
6. 穀物用製粉機							1		1	
7. 木材加工機械	5	7	1	-5	1		121		329	
8. 抄紙機							2		11	
9. 印刷機械							76		271	
10. 合成樹脂用射出成形機					1	5	4		241	
11. 鋳型造型機							0		31	
合 計	24	115	5	-17	20	58			8,709	
実 数	21		4		16					

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	46	4	50

2. 振動規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等実数	特定施設 総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	3	5					2	2	127	601
2. 圧縮機	12	39	2	-5	7	10	210		849	
3. 土石用破碎機等	3	13	1	-5	3	5	46		251	
4. 織 機							5		716	
5. コンクリートブロックマシン等							7		27	
6. 木材加工機械	3	3	1	-1	1	-1	26		32	
7. 印刷機械							31		116	
8. ロール機							0		0	
9. 合成樹脂用射出成形機					4	4	4		225	
10. 鋳型造型機							3		29	
合 計	21	60	4	-11	17	20			2,846	
実 数	18		3		14					

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	27	3	30

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等実数	特定施設 総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械									46	65
2. 圧縮機及び送風機	33	397	1	-3	9	34	1,149		7,970	
3. 粉碎機							9		9	
4. 木材加工機械							54		123	
5. 合成樹脂成型加工機							0		0	
6. 遠心分離機							0		3	
7. 石材引割機							22		31	
8. 紙加工機械							0		0	
9. 走行クレーン							12		18	
10. クーリングタワー							22		84	
11. ブロックマシン							3		7	
合 計	33	397	1	-3	9	34			8,310	
実 数	33		1		9					

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	26	2	28

資 7 - 2 2 特定建設作業の届出件数の推移

法令 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
騒音規制法	525	583	662	661	758
振動規制法	387	453	555	521	591
大分市騒音防止条例	1,584	1,640	1,849	1,855	1,954

資 7 - 2 3 各種届出状況（特定建設作業）

ア 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	14	33	17	25	24
2. びょう打機を使用する作業	0	1	0	1	0
3. さく岩機を使用する作業	488	522	622	602	700
4. 空気圧縮機を使用する作業	23	22	15	19	30
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	4	0	0
6. バックホウを使用する作業	0	4	2	13	3
7. トラクターショベルを使用する作業	0	0	1	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0	1	1	1	1
合 計	525	583	662	661	758

イ 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	8	24	13	16	20
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0	1	0	4	2
4. ブレーカーを使用する作業	379	428	542	501	569
合 計	387	453	555	521	591

ウ 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	41	49	75	71	64
2. ショベル系掘削機を使用する作業	1224	1266	1406	1463	1559
3. コンクリートカッターを使用する作業	251	284	302	264	281
4. 鉄球を使用する作業	0	0	0	0	0
5. ディーゼル発電機を使用する作業	68	41	66	57	50
合 計	1,584	1,640	1,849	1,855	1,954